平成２５年（フ）第２９２号
愛媛県松山市恵原町甲161番地３
債務者　清水　裕次
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永井　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
群馬県桐生市広沢町２丁目3058番地の４
債務者　小林加乃美
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第９９号
群馬県桐生市川内町２丁目230番地の６
債務者　小島　三郎
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１００号
群馬県桐生市広沢町２丁目3058番地の４
債務者　小林　一郎
１　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１３２号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地32棟509号
債務者　小島　文子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古川　美和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
兵庫県川西市緑台７丁目８番地の８　205
債務者　大石　孝昭
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
兵庫県高砂市高砂町栄町369番地の18
債務者　鈴木孝治こと　金　　孝仁
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　恒徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０２号
大阪府和泉市伯太町３丁目５番20号
債務者　池田　洋子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中森　　亘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８９号
青森県十和田市東六番町10番53号
債務者　白山　郁実
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２３８号
千葉県佐倉市西志津７丁目７番７―301号
債務者　掛山　尚志
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２３９号
千葉県佐倉市西志津７丁目７番７―301号
債務者　掛山　徳子
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４３号
千葉県佐倉市大崎台３丁目19番地５　ビラ大崎台201
債務者　田村　恵子（旧姓松野・鵜澤）
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４４号
千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉171番地１　金ヶ崎ハイツ201
債務者　安藤　弘美
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４６号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目８番地２　アパガーデンプレイス臼井駅前428号
債務者　住田　洋子
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４７号
千葉県佐倉市宮ノ台３丁目13番９号
債務者　白井　　仁
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２５２号
千葉県佐倉市六崎772番地10
債務者　小島　省司
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２５３号
千葉県佐倉市六崎772番地10
債務者　小島　敏子
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２５４号
千葉県佐倉市染井野２丁目20番地５
債務者　小池　利江
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部